平成２８年（フ）第３６３号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井329番地17
債務者　竹島まゆみ
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３２３７号
大阪府守口市八雲東町２丁目13番７号
債務者　浜田　仁美
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２４３号
大阪府交野市郡津２丁目20番21号
債務者　竹原　智子（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２８２号
大阪市旭区太子橋３丁目８番１―808号
債務者　平　　亮太
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２８８号
大阪市生野区林寺３丁目６番６号　グリーンハイツ　302
債務者　広川明弘こと　孫　　明弘
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３２６号
大阪市西淀川区福町２丁目30番32号
債務者　桑野　栄司
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３７０号
大阪府交野市倉治３丁目９番６―305号
債務者　山口　尚昌
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０号
北海道根室市光洋町２丁目17番地16
債務者　佐々木康伸
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第１２２号
神戸市垂水区西舞子５丁目１番12―205号、前住所神戸市西区池上３丁目１番地の１203号
破産者　大園　豊義
1　主文　当裁判所が平成28年６月30日午後４時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「神戸市西区池上３丁目１番地の１　203号」とあるのを、「神戸市垂水区西舞子５丁目１番12―205号、前住所神戸市西区池上３丁目１番地の１　203号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年８月９日
神戸地方裁判所明石支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９３２号
千葉県市川市北方町４丁目1961番地
破産者　綿引　康憲
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６４号
最後の住所　千葉市中央区鶴沢町13番３号
破産者　亡石井裕子相続財産
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８６号
千葉市若葉区若松町531番地348
破産者　有限会社山西工務店
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８８号
千葉市若葉区若松町531番地348
破産者　山西　恭子
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４７３号
千葉県船橋市本郷町637番地２　ルーラル６番館704号
破産者　岡野優希子
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８４号
静岡市駿河区東新田４丁目９番42―３号
破産者　株式会社ＳＨＩＧＥＴＡ
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８９号
静岡県下田市六丁目41番20号
破産者　有限会社廣漁丸
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１２０号
千葉市若葉区殿台町136番地１　ニューハイツ宍倉106号
破産者　鶴岡　　淳
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係